

主 文

- (1) 公共職業安定所長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした、通所手当の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求める再審査請求を棄却する。
- (2) 公共職業安定所長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした、基本手当の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求める再審査請求を却下する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 再審査請求の趣旨

- (1) 公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした、通所手当の支給に関する処分を取り消す（後記第1事件）。
- (2) 安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした、基本手当の支給に関する処分を取り消す（後記第2事件）。

2 経 過

- (1) 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「事業所」という。）を離職し、同月〇日、公共職業安定所に出頭し、雇用保険の受給資格を求めた。
- (2) 安定所長は、平成〇年〇月〇日、請求人に対し、基本手当〇円を支給する処分を行った。
- (3) 請求人は、平成〇年〇月〇日からC専門学校（以下「訓練施設」という。）で職業訓練を開始するようになったところ、安定所長は、平成〇年〇月〇日、通所手当〇円を支給する処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (4) 請求人は、平成〇年〇月〇日、本件処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求を行ったが、審査官は、同年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである（以下「第1事件」という。）。
- (5) また、請求人は、平成〇年〇月〇日、安定所長の上記（2）の処分を不服として審査官に対して審査請求を行ったが、審査官は、同年〇月〇日付けでこれ

を却下する旨の決定をしたので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである（以下「第2事件」という）。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見の要旨

(略)

## 第4 争点

### 1 第1事件について

本件の争点は、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした通所手当の支給に関する処分は妥当であると認められるか否かにある。

### 2 第2事件について

本件の争点は、審査官が平成〇年〇月〇日付けで審査請求を却下した決定は妥当であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

#### (1) 第1事件について

ア 通所手当は、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第59条第3項の規定により、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常に通所の経路及び方法による運賃等の額とするものと定められている。

イ この点、請求人は、安定所長が認定したD駅からE駅までF線を利用する経路（以下「F経路」という。）が最も低廉であるものの、F線は遅延することが多く、E駅から訓練施設まで徒歩約〇分かかるため合理的ではない旨主張する。

ウ しかしながら、①請求人が合理的であると主張するG線及びH線を利用した経路（以下「I経路」という。）では、所要時間がF経路より明らかに長くなるほか、乗換えも必要となること、②E駅から訓練施設までは、同施設間

の距離や請求人に身体的な障害がないことを考慮すれば、徒歩〇分もかからないこと、③ I 経路においても遅延が慢性的に発生していることに照らせば、請求人の主張は採用できず、安定所長の認定した F 経路が最も経済的かつ合理的と認められるものと判断する。

エ なお、請求人は、他駅から訓練施設までの訓練生の通所手当と比較して合理的と判断する基準が異なり不公平である旨主張するが、通所手当は、訓練生個人ごとに、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的な通常の経路及び方法に基づき算定されるものであって、請求人の主張は独自の見解であって採用できない。

## (2) 第 2 事件について

ア 請求人は、審査官が適法要件を欠くとして却下したものについて再審査請求に及んでいるので、審査官の却下決定の当否について判断する。

イ 本件において、請求人の請求期間（労審法第 8 条第 1 項）は、原処分があったことを知った日（平成〇年〇月〇日）の翌日から起算して 60 日目に当たる同年〇月〇日までとなる。しかるに、請求人が審査請求を申し立てたのは、平成〇年〇月〇日であり、本件審査請求は、法定の請求期間を経過した後にはされた適法要件を欠くものというべきである。

ウ これに対し、請求人は、平成〇年〇月には、受給資格者証に記載されている基本手当日額に不服がある旨、公共職業安定所の職員を通じて労働局に伝えた旨主張する。

しかしながら、基本手当日額に不服がある場合は、平成〇年〇月〇日付けの基本手当日額に関する処分を対象に、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和 31 年政令第 248 号）第 4 条又は第 5 条の規定により審査請求をすべきであり、当該処分が行われる前に、法定の審査請求の方式によらず、単に受給資格者証の基本手当日額の記載自体に対する不服を公共職業安定所の職員に申し出たとしても、審査請求をしたことにはならず、請求人の主張は採用できない。

エ したがって、審査請求は、不適法であってその欠陥を補正することができないので、これを却下した審査官の決定は妥当なものであるから、労審法第 50 条において準用する同法第 10 条の規定により却下すべきものである。

## 3 結 論

以上のとおりであるから、安定所長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした通所手当の支給に関する処分を取り消すべき理由はないから、請求人の第1事件に係る再審査請求は棄却し、第2事件に係る再審査請求は却下する。

よって主文のとおり裁決する。